

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
本組合の取り組みについて（期間延長）

本年4月20日付け事務連絡にてお知らせしました「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための本組合の取り組みについて」にてお知らせした出勤者数の抑制に係る実施期間について、以下のとおり当面延長することとしましたのでお知らせします。

なお、出勤者数抑制の解除については、今後の政府の緊急事態宣言等を踏まえ、改めてご連絡します。

ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 出勤者数の抑制について

出勤者数を抑制し、業務を継続することといたします。

2 対象期間

（変更前）令和2年4月21日（火）から5月1日（金）まで

（変更後）令和2年4月21日（火）から当面の間

3 その他

業務時間の変更はありません。